

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |   |     |         |  |       |
|----------|---|-----|---------|--|-------|
|          |   |     |         | 担当部  | 教育委員会 |
| 施策番号     | 3-1   | 施策名 | 幼児教育の充実 | 主担当課   | 学校教育課 |
| 関連組織     | 教育委員会総務課、学校教育課  |     |         |  |       |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流  |     |         | 関連資料名（法律、条例、計画等）                               |       |
| 国の動向     | <p>幼児教育・保育の負担軽減をはかる少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性を図るため、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同日から一部施行されている。</p>   |     |         | <p>子ども子育て支援法（令和元年 10 月 1 日一部改正）</p>            |       |
| 県の動向     | <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2018」の主旨を受け、幼児教育・保育の無償化に伴う子育て支援の充実について市長町に提案し第 2 回奈良県・市長町サミット（平成 30 年 8 月 8 日）で提示している。</p>   |     |         | <p>「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日)</p> |       |
| 市の動向     | <p>「子ども子育て会議」や「あり方検討委員会」といった場で、今後の方針等について話し合い、老朽化した保育所・幼稚園の施設への対応や、子どもの減少による規模（配置）の適正化、保育・教育ニーズの多様化に対応できる環境の整備といった課題が積みあげられた。「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」（平成 31 年 3 月策定）を受けて、令和 2 年度に「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本計画」を策定する。</p>   |     |         | <p>「桜井市立保育所・幼稚園あり方に関する基本方針」策定（平成 30 年度）</p>    |       |
| 現状       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●平成 30 年度に関係課及び学識経験者による「桜井市保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を策定し、保育所・幼稚園を認定こども園化するという結論に達した。</li> <li>●令和元年度での第 2 期子ども子育て支援事業計画策定に向け、ニーズ調査に着手した。</li> <li>●幼稚園、保育所教職員が互いの施設に出向き、保育参加を行った。また、幼稚園・保育所教職員での研修会開催も検討している。</li> </ul>    |     |         |  |       |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●就学前保育教育現状をみると、公立保育所・幼稚園の児童は減少傾向にあり、施設によっては適正なクラス人数を確保することが難しい状況にある。</li> <li>●施設の老朽化が進み、児童の安全性が確保できていない。</li> <li>●多様化に対応した保育・教育環境の確保が必要である。</li> <li>●多様な保育、教育ニーズに対応するため、公立施設と私立施設の役割分担による効率的な運営管理が必要である。</li> </ul> |     |         |  |       |
| 市民生活の目標像 | 未就学年齢児がそれぞれの子どもにあった保育・教育が受けられる  |     |         |  |       |
| 取組方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●認定こども園への転換を推進するため、施設数、立地場所や整備時期等を明確にした具体的な計画を検討し、適正な就学前施設の配置・運営の実現に向けた取組を進める。</li> <li>●認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。</li> </ul>   |     |         |  |       |

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |   |     |         |   |       |
|----------|---|-----|---------|---|-------|
|          |   |     |         | 担当部   | 教育委員会 |
| 施策番号     | 3-2   | 施策名 | 学校教育の充実 | 主担当課  | 学校教育課 |
| 関連組織     | 教育委員会総務課、学校給食センター   |     |         |   |       |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流  |     |         | 関連資料名（法律、条例、計画等）  |       |
| 国の動向     | 改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要である。  |     |         | 第3期教育振興基本計画   |       |
| 県の動向     | 日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成を目指す。  |     |         | 奈良県教育振興大綱<br>・基礎を培う乳幼児期における保育・教育の充実<br>・学ぶ力と意欲を伸ばし、豊かな人間性を育む学校教育の推進 |       |
| 市の動向     | 一人ひとりが充実した学校教育を受けることのできる環境を整えるために、教材等の教育環境の整備を進めるとともに、心のケア対策として相談できる環境等のさらなる充実が必要である。また、教職の研修や各教科の研究を行える環境も推進する必要がある。   |     |         | 第5次桜井市総合基本計画  |       |
| 現状       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小中学校図書室の充実を図るために図書の整備を行っている。</li> <li>● 小中学校が充実、円滑化するよう必要な教材等の整備を行っている。</li> <li>● 生活に困窮する児童生徒と特別支援学級に在籍する児童生徒への就学援助を行っている。</li> <li>● 教職員の研修会を夏季休業中に開催した。</li> <li>● 児童生徒園児及び教職員の疾病予防と身体の安全を確保するために、健康診断を行っている。</li> </ul>  |     |         |   |       |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の学力や学習状況を把握し、学力向上を目指す上でも学力学習状況調査の実施を継続する必要がある。</li> <li>● 小学校の外国語教科化に伴い、ALT の派遣日数等を増やし外国語教育の更なる充実が必要である。</li> <li>● 学校において ICT 環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図る必要がある。</li> <li>● 学校の小規模化が進む中、学校規模の適正化を図っていく必要がある。</li> <li>● 学校給食センターでの給食提供に関し、SPC、運営事業者と連絡調整を密にし、給食提供及び維持管理を適切に行っていく必要がある。</li> </ul>   |     |         |   |       |
| 市民生活の目標像 | 子どもたち一人ひとりが、安全・安心で充実した学校教育が受けられる  |     |         |   |       |
| 取組方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の学力や学習状況を把握し、学力向上を目指す上でも学力学習状況調査の実施を継続する。</li> <li>● 小学校の外国語教科化に伴い、ALT の派遣日数等を増やし外国語教育の更なる充実に努める。</li> <li>● カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、相談内容の多様化や複数にわたる相談も増えてきていることから、内容・運用の面での充実を図る。</li> <li>● 不登校児童生徒の対応のための適応指導教室の実施を行っている。教室に通う中、徐々に学校に復帰できるようカウンセリングを実施したり、教科学習を実施するなど、子どもの様子を見ながら学校復帰に向けてよりよい指導について検討する。</li> <li>● 教育現場の環境の変化に伴い、教職員が自己啓発できる様々な研修の場を設ける。</li> <li>● 国が示している「GIGA スクール構想」に合わせた教育の ICT 化に向けた環境整備を進める。</li> <li>● 学校として望ましい学校規模の確保を図りながら、これからの時代に対応した新しい学校づくりを推進する。</li> </ul> |     |         |   |       |

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |  |     |         |  |          |
|----------|--|-----|---------|--|----------|
|          |  |     |         | 担当部  | 教育委員会事務局 |
| 施策番号     | 3-3  | 施策名 | 生涯学習の推進 | 主担当課   | 社会教育課    |
| 関連組織     | 中央公民館  |     |         |  |          |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流   |     |         | 関連資料名(法律、条例、計画等)   |          |
| 国の動向     | 文科省では教育基本法を踏まえ、現在、第3期教育振興計画に基づき、新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討や、社会人の学び直しの推進、障害者の生涯学習の支援等、生涯学習社会の環境整備や多様な学習機会の提供などの実現に向けて取組を進めている。  |     |         | 第3期教育振興計画<br>文部科学白書2018<br>中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について(答申)」 |          |
| 県の動向     | 地方教育行政改革を踏まえ奈良県教育振興大綱を策定している。経済社会情勢、並びに子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化と教育の実情や課題を、県教育サミットにおいて県下で認識を共有し、課題に応じた教育の在り方を検証している。   |     |         | 奈良県教育振興大綱(平成28年3月31日策定。対象期間は平成31年度まで)                                    |          |
| 市の動向     | 桜井市教育方針にある5つの具体的な目標と、7つの重点施策に基づいて、生涯学習の推進に関する様々な事業を展開している。   |     |         | 平成31年度桜井市教育方針<br>桜井市教育大綱   |          |
| 現状       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な世代や多様化する学習意欲に応じて、学びと出会いの場を提供するため、各種の生涯学習講座を開講している。</li> <li>● 人々の学習活動の拠点となる公民館や図書館などの社会教育施設や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として、市民会館を設置している。</li> </ul>   |     |         |  |          |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 働く世代に対しての講座が少ない。しかし、土日等で実施しても受講数は期待できない。</li> <li>● 子ども向け事業もいくつか行っているが、子どもたちを取り巻く環境も習い事やクラブ活動等で忙しいため、実施しても継続的に事業を運営していくことは難しい。</li> <li>● 講座のテーマについても、マンネリ化しないよう住民ニーズを把握しながら、魅力あるものを検討していく必要がある。</li> <li>● 公民館や図書館などの社会教育施設や、市民会館のような文化施設については、老朽化への対応が早急の課題であることから、新アクションプランや施設ごとの長寿命化計画に基づく管理を行っていく必要がある。</li> </ul> |     |         |  |          |
| 市民生活の目標像 | 生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果をまちづくりの活動に活かしている  |     |         |  |          |
| 取組方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の多様化する生涯学習への要望に対応し、地域の実情にあった学習機会の充実を図る。</li> <li>● 生涯学習を通じて指導者となり得る人材の発掘等、地域づくりのための活動支援を行う。</li> <li>● 社会教育施設等の耐震化や老朽化の問題に適切に対応していく。</li> </ul>   |     |         |  |          |

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |   |     |           | 担当部   | 教育委員会事務局 |
|----------|---|-----|-----------|---|----------|
| 施策番号     | 3-4   | 施策名 | 生涯スポーツの推進 | 主担当課  | 社会教育課    |
| 関連組織     | -   |     |           |   |          |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流  |     |           | 関連資料名（法律、条例、計画等）                                  |          |
| 国の動向     | スポーツ基本法において、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記し、スポーツに関する基本理念、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を定めている。  |     |           | スポーツ基本法（平成 23 年 6 月 17 日参議院で可決、成立し、同年 8 月 24 日施行） |          |
|          | スポーツ基本計画では、「スポーツで人生が変わる」「スポーツで社会を変える」「スポーツで世界とつながる」「スポーツで未来を創る」を掲げ、スポーツ参画人口を拡大し、一億総スポーツ社会の実現に取り組むことを方針として定めている。   |     |           | 第 2 期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月策定 文部科学省）                |          |
| 県の動向     | 奈良県スポーツ推進計画は、「生き活きと安心して健やかに暮らせる長寿社会の奈良県を実現するために、県民のだれもが、いつでも、どこでも、運動・スポーツに親しめる環境づくり」を基本目標として策定されている。  |     |           | 奈良県スポーツ振興計画（平成 25 年 3 月策定 奈良県）                    |          |
| 市の動向     | 桜井市教育方針の中で、市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の整備・充実を図り、また地域におけるスポーツの普及を促進することを重点施策として掲げ、各種事業に取り組んでいる。  |     |           | 平成 31 年度桜井市教育方針（平成 31 年 4 月 桜井市教育委員会）             |          |
| 現状       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 桜井市社会体育振興基本計画に基づき、施設整備や利用のあり方についての目標を達成するために、関係機関、学校、スポーツ団体等と連携を図り、計画の遂行に取り組んでいる。</li> <li>● 子どもたちのスポーツ競技力の向上や体力づくり、また高齢者の健康づくりなど、スポーツを身近なものとして感じ、気軽に参加できる体制づくりを行い、事業を遂行している。</li> <li>● スポーツへのニーズに対応するため、スポーツ指導者やボランティアの参加要請、地域におけるスポーツリーダーの育成に取り組んでいる。</li> </ul>  |     |           |   |          |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 今後、更なる人口減少や少子高齢化、スポーツの多様化、スポーツを取り巻く環境の変化、時代の流れなどにより、スポーツによっては競技者が減少することも予想されるため、スポーツの現状を正しく把握し、スポーツ振興に取り組む必要がある。</li> <li>● ライフステージにあわせて、短時間でもスポーツが楽しめるような機会を創出していくことが必要である。</li> <li>● 体育施設が老朽化し、利用者が使用しづらい状況にある。すべての世代の人々が安心して利用できるように、またスポーツに更なる関心を持ってもらい、親しんでもらうために施設を改善し維持していく必要がある。</li> </ul>   |     |           |   |          |
| 市民生活の目標像 | 市民がスポーツ活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らしている  |     |           |   |          |
| 取組方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会体育振興基本計画に基づき、施設整備や利用のあり方についての目標を達成するために、関係機関、学校、各種スポーツ団体等との連携を図り、計画の遂行に取り組む。</li> <li>● 子ども達が夢と意欲をもって、競技力の向上や体力づくりに取り組める体制づくりを図る。</li> <li>● 幼児から高齢者の健康づくりまで、スポーツを身近なものとして気軽に参加し、地域の特徴を活かした活動に多くの市民が参加できるよう、地域体育協会を中心とする関係団体との連携、協力のもとに総合型地域スポーツクラブの育成を図るための支援を行う。</li> <li>● 利用者が安全で安心して施設を利用できるよう、老朽化した施設の現状などを的確に把握し、市民ニーズに対応した施設の修繕等整備計画を進める。</li> </ul> |     |           |   |          |

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|                 |  |            |         |  |          |
|-----------------|--|------------|---------|--|----------|
|                 |  |            |         | <b>担当部</b>                                     | 教育委員会事務局 |
| <b>施策番号</b>     | 3-5  | <b>施策名</b> | 地域教育の充実 | <b>主担当課</b>                                    | 社会教育課    |
| <b>関連組織</b>     | -  |            |         |  |          |
| <b>分類</b>       | <b>施策にかかる社会潮流</b>  |            |         | <b>関連資料名（法律、条例、計画等）</b>                        |          |
| <b>国の動向</b>     | 平成27年12月に取りまとめられた中央教育審議会の答申の内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点にたち、「次世代の学校・地域」両者一体となった体系的な取組を進める創生プランを策定している。   |            |         | 次世代の学校・地域「創生プラン（地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革）」         |          |
| <b>県の動向</b>     | 青少年を巡る様々な状況を、県民一人ひとりが社会全体の問題として捉え、一体となって取り組むことが必要であると考え、地域社会で青少年を育てる環境作りを実施していく。   |            |         | 奈良県青少年の健全育成に関する条例<br>奈良県青少年育成施策実施計画            |          |
| <b>市の動向</b>     | 青少年の非行防止と健全育成のために桜井市青少年センターを設置し、青少年の育成に関する関係機関や団体と連携して日々活動している。  |            |         | 桜井市青少年問題協議会設置条例<br>桜井市青少年センターに関する規則<br>桜井市教育大綱 |          |
| <b>現状</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年センター指導員を中心に積極的な市内巡視の実施や、各校区協議会で研修を行うなど青少年の健全育成に関して活動している。</li> <li>● 成人式に関しては、新成人で構成された実行委員会とボランティアスタッフで記念行事を開催し、行政と協力して運営している。</li> <li>● 青少年の健全育成に関わる社会教育団体の活動に対して支援を行っている。</li> </ul>   |            |         |  |          |
| <b>課題</b>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年を取り巻く環境は日々変わっていくため、今後も継続的に事業を行い、青少年育成事業やその支援を検討していく必要がある。</li> <li>● 児童生徒だけでなく、大人の規範意識の低下が青少年の非行問題につながっており、規範意識醸成の取組が喫緊の課題となっている。今後も家庭への啓発チラシの配布や青色回転灯防犯パトロール車による巡視活動、及び搭載スピーカーによる呼びかけなどの取組をしていく。</li> <li>● 学校・家庭・地域が連携して青少年を支え育む体制作りや、青少年の地域活動への参加を促進できるような機会を整えていく必要がある。</li> </ul> |            |         |  |          |
| <b>市民生活の目標像</b> | 青少年が地域のなかでいきいきと学び、活動している   |            |         |  |          |
| <b>取組方針</b>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 青少年の健全育成のために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、ともにその教育力を活かしながら、相互に連携し取り組む体制を推進していく。</li> <li>● 青少年が主体的に活動し、「生きる力」の育成を図ることができるよう、地域社会で支援を行う体制の強化を図る。</li> </ul>   |            |         |  |          |

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |  |     |            |  |          |
|----------|--|-----|------------|--|----------|
|          |  |     |            | 担当部  | 教育委員会事務局 |
| 施策番号     | 3-6  | 施策名 | 歴史文化の保全と活用 | 主担当課   | 文化財課     |
| 関連組織     | -  |     |            |  |          |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流   |     |            | 関連資料名(法律、条例、計画等)   |          |
| 国の動向     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっている。地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図り、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められている。</li> </ul>   |     |            | 文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成30年6月1日公布、平成31年4月1日施行) |          |
| 県の動向     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の文化財を含む歴史文化資源の保存・修理・活用に対する支援や、歴史文化を継承する担い手となる人材の育成、情報発信力の強化などが検討されている。</li> </ul>   |     |            | 奈良県文化振興大綱の策定(平成29年3月)  |          |
| 市の動向     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の貴重な歴史文化遺産に対する市民の理解と地域に対する「誇り」の醸成・継承を図り、歴史文化を活かしたまちづくりを目指している。</li> </ul>   |     |            | 桜井市歴史文化基本構想の策定(平成27年3月)  |          |
| 現状       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 桜井市文化財保護審議会において、市内の文化財の指定や保存活用について検討している。</li> <li>● 桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会において史跡纏向遺跡の保存や活用の方針を検討し、保存活用計画に基づき纏向遺跡の整備事業を推進している。</li> <li>● 桜井市纏向学術センターの活動や、(公財)桜井市文化財協会への支援を通じ、市内の文化財に関する調査・研究成果等の情報発信を行い、市民の文化財に対する理解の向上に努めている。</li> <li>● 東京フォーラムやヤマト地域連携推進協議会による他市町村との連携事業により、首都圏や他地域に対する市内の歴史文化遺産の情報発信を行っている。</li> <li>● 市が所有する遺跡・古墳等の維持管理を地元区と連携して行い、地域住民が文化財に親しみを持ち、保存・継承に対し理解を深められるよう努めている。</li> </ul> |     |            |  |          |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 過疎化・少子高齢化により文化財の保存・継承が年々難しくなっており、文化財の維持・管理の面において所有者の負担が増大している。</li> <li>● 市内に数多く存在する文化財の現状を的確に把握し、自然災害や火災・盗難等から文化財を守るための取組を充実させる必要がある。</li> <li>● 出土遺物や写真等の調査記録が年々増加しており、保存管理のための収蔵スペースが不足している。</li> <li>● 文化的景観の保全を通じて、市内の歴史文化資源を活かしたまちづくりの方針を展開する必要がある。</li> </ul>  |     |            |  |          |
| 市民生活の目標像 | 文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている   |     |            |  |          |
| 取組方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 文化財の保存・活用は、市民とともに考えることであり、まちづくりや地域の活性化に寄与するものであることから、市民がどのように整備・活用をしたいか等を積極的に聞きながら、市民が接しやすいような環境を整える。</li> <li>● 市内各所で眠っている文化財の調査に取り組み、市内の重要遺跡の史跡指定・公有化を進めるとともに、纏向遺跡をはじめとする史跡の保存・活用を年次計画的に推進し、遺跡の整備や出土遺物の保存を行い後世に伝えていく。</li> <li>● 「飛鳥・藤原」の世界文化遺産への登録を推進することで、市内の歴史文化遺産の情報を広く発信し、文化財の保全と活用を図る。</li> <li>● 市民とともに考えながら、桜井市の持つ「国のまほろば」という側面を活用したストーリー性のある情報発信など、豊富な歴史文化遺産を活かして市の魅力創造と市民の郷土愛を醸成する。</li> </ul>    |     |            |  |          |

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |   |     | 担当部   | 市民生活部 |       |
|----------|---|-----|---|-------|-------|
| 施策番号     | 3-7   | 施策名 | 人権文化の確立                                     | 主担当課  | 人権施策課 |
| 関連組織     | 商工振興課、学校教育課、社会福祉課   |     |   |       |       |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流  |     | 関連資料名（法律、条例、計画等）                            |       |       |
| 国の動向     | 差別に対する個別法など、法的整備を進めている。   |     |   |       |       |
|          | 「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を定め、それらを実施する際の支援措置も規定している。   |     | 障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）                       |       |       |
|          | 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施している。   |     | ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月3日施行）                     |       |       |
| 県の動向     | 国に追随して、個別条例制定を進めている。  |     |   |       |       |
|          | 障害のある人もない人もお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会を目指している。  |     | 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（平成28年4月1日施行） |       |       |
|          | 手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指している。  |     | 奈良県手話言語条例（平成29年4月1日施行）                      |       |       |
| 市の動向     | 国や県に追随して、個別条例制定を進めている。  |     |   |       |       |
|          | 市民の人権擁護・人権の確立と市民参加による差別のない明るいまちづくりの実現を目指している。   |     | 桜井市人権擁護に関する条例（平成6年10月1日施行）                  |       |       |
|          | これまでの人権施策の成果と課題を踏まえ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として計画を策定している。   |     | 桜井市人権施策に関する基本計画（平成22年10月策定）                 |       |       |
| 現状       | 手話がろう者にとって言語であるという認識のもと、手話の理解の広がりを市民が実現できるまちづくりを目指している。   |     | 桜井市こころつながる手話言語条例（平成30年4月1日施行）               |       |       |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権に関わる講演会を実施している。</li> <li>● パネル展示や駅前での啓発活動を行っている。</li> <li>● ふれあいセンターでの人権フェスティバルや各種講座を実施している。</li> </ul>  |     |   |       |       |
|          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の人権の中心である各校区人権教育推進協議会の研修会や人権講演会の参加者は増加傾向にあるが、高齢者が多いので、若年層が自ら参加したいと思えるような研修が必要である。</li> <li>● 人権三法が施行され、周知されているが、今なお差別は存在する。</li> <li>● 情報化の進展に伴って差別の状況にも変化が生じている。</li> </ul>          |     |   |       |       |
| 市民生活の目標像 | 人権を尊重し、一人ひとりの立場や価値観を認め合って生活している   |     |   |       |       |
| 取組方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域社会や学校などあらゆる教育の機会を通して人権教育を進め、桜井市人権教育推進協議会や各小学校区人権教育推進協議会の強化を図り、若年層が自ら参加したいと思えるような研修内容の充実に努めるとともに、広報紙等による啓発や「差別をなくす市民集会」等、各種啓発機会の充実を図り、市民一人ひとりの人権が尊重される「人にやさしいふれあいのまち」を目指す。</li> </ul> |     |   |       |       |

分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |  |     |          |                  |       |
|----------|--|-----|----------|------------------|-------|
|          |  |     |          | 担当部              | 市民生活部 |
| 施策番号     | 3-8  | 施策名 | 多文化共生の推進 | 主担当課             | 人権施策課 |
| 関連組織     | 行政経営課  |     |          |                  |       |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流   |     |          | 関連資料名(法律、条例、計画等) |       |
| 国の動向     | 法整備により日本社会に長期間、生活の本拠を持ちながら日本国籍を有しない定住外国人を受け入れている。  |     |          | 出入国管理及び難民認定法     |       |
| 県の動向     | 人権教育を具体的に推進するための内容について示し、外国人との共生についても進めている。  |     |          | 奈良県人権教育推進プラン     |       |
| 市の動向     | 国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを目標にしている。  |     |          | 桜井市多文化共生推進指針     |       |
| 現状       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国籍市民や外国人観光客が少しずつではあるが増加傾向にある。</li> <li>● 市の教育方針に沿って国際理解を深め、国際協調に努める人間の育成を図ることを目標に、情報や学習機会の提供に努めている。</li> <li>● 市の生活全般に関係した「生活手帳」を日本語版と英語版で作成し、ホームページに掲載している。</li> </ul>  |     |          |                  |       |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 外国人が市の施策や日本における生活の様々な制度について情報を得たり、理解するのが難しい。</li> <li>● 防災や多発する災害において、多言語化して情報提供することが難しいので、外国人は理解しにくい。</li> <li>● 市民の異文化理解を一層促進する必要性がある。</li> <li>● 外国人が生活する上で、必要な情報の取得や生活上の悩みを気軽に相談できる人間関係があり、外国人の現状を把握し、互いに尊重しあえることができる地域づくりが必要。</li> <li>● 外国人を排除しようとするなど、今なお外国人に対するさまざまな偏見が見られ、差別が根強く存在している。</li> <li>● これらの課題の克服に向けた市職員や市民向けの研修の実施。</li> </ul> |     |          |                  |       |
| 市民生活の目標像 | 多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている  |     |          |                  |       |
| 取組方針     | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 友好都市などの他地域との交流や、地域の諸団体と連携した国際交流などを通じ、より多くの市民が国内外の様々な文化への理解を深められるよう支援する。</li> <li>● 国際交流団体や諸団体と連携して国際理解を深めることで、市内に在住する異なる文化を持って暮らす外国人が、精神的な負担を感じることなく暮らせるよう支援していく。</li> </ul>  |     |          |                  |       |



分野：3. 様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

|          |   |     |           | 担当部   | 市民生活部 |
|----------|---|-----|-----------|---|-------|
| 施策番号     | 3-9   | 施策名 | 男女共同参画の推進 | 主担当課  | 人権施策課 |
| 関連組織     | 商工振興課、学校教育課   |     |           |   |       |
| 分類       | 施策にかかる社会潮流  |     |           | 関連資料名（法律、条例、計画等）  |       |
| 国の動向     | <p>男女が自らの意志に基づき、個性と能力が発揮できる多様な社会を実現するための具体的取組として、以下が挙げられている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 女性活躍推進や、その促進のため男性中心型労働を変革し、男女が共に充実した生活を送れる豊かな社会の推進を掲げている。</li> <li>・ 男女共同参画の視点からの防災・復興対策ノウハウや、女性に対する暴力の根絶など、男女の人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会の推進を掲げている。</li> <li>・ 国際的な規範・基準の尊重に努め、国際社会における国の存在感及び評価の向上を掲げている。</li> <li>・ SDGs 目標 5 達成に向けた取組として、「女性の活躍推進のための開発戦略」を行っている。</li> </ul> |     |           | <p>男女共同参画社会基本法<br/>（平成 11 年 6 月 23 日施行）<br/>第 4 次男女共同参画計画<br/>（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）</p> |       |
| 県の動向     | <p>男女とも経済的な自立と働き方の見直しにより仕事と生活の調和が推進され、男性の家事・育児・介護の参画により、女性の社会参画を促進し、充実した生活の推進を目指している。</p> <p>女性の能力、視点が活かされることで、多様で新たな価値や需要が創出され、地域・経済が活性化することを掲げている。</p> <p>男女の人権の尊重及びライフステージごとの施策の充実を図っている。</p>  |     |           | <p>第 3 次奈良県男女共同参画計画<br/>（平成 28 年 3 月策定）</p>   |       |
| 市の動向     | <p>平成 27 年に第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21 を策定し、男女共同参画を促進している。</p> <p>国、県の動向や桜井市の地域の実情を踏まえた事業に取り組んでいる。</p>  |     |           | <p>第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21<br/>（平成 27 年 3 月策定）</p>  |       |
| 現状       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての人暮らしやすく、個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現のため、啓発活動、情報提供を行うとともに、学習機会を設けている。</li> <li>● 「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」と連携し地域活動や団体活動を通して男女共同参画を促進している。</li> <li>● 女性相談や女性の就業支援を行っている。</li> <li>● 「第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21」の庁内の推進体制の整備を行っている。</li> </ul>  |     |           |   |       |
| 課題       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の間には、依然として性別による固定的役割分担意識があり、一人ひとりの意識改革を促すとともに、意識の浸透には継続的な啓発活動、情報提供、学習機会が必要である。</li> <li>● 男女共同参画の実現は商工振興課・学校教育課などと連携し、学校や地域、職場、家庭など日常の様々な場面で正しい知識を身につけ実践していく必要がある。</li> <li>● DV を含む女性相談や就業支援は今後も県や各関係機関との連携を図りながら相談体制等の充実を図る必要がある。</li> <li>● 「第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21」の各課の施策の進捗状況を把握し、これまでの成果や課題の検証が必要である。</li> </ul>                        |     |           |   |       |
| 市民生活の目標像 | 男女がともに認め合い助け合い、それぞれの能力を発揮し安全にいきいきと生活している  |     |           |   |       |

|             |  |
|-------------|--|
| <b>取組方針</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を発揮するために、家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野を通じて市民に男女共同参画の啓発活動・情報提供を行う。</li><li>● 男女がともに仕事・家庭を両立し安心して生活できるよう環境づくりを推進する。</li><li>● 第3次さくrai男女共同参画プラン策定に向け、施策評価を行っていく。</li></ul> |
|-------------|--|